

## 第2回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和 2 年 8 月 2 6 日 開会

令和 2 年 8 月 2 6 日 閉会

浦幌町農業委員会

令和2年8月26日 第2回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場3階大会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時59分

1 出席委員

1番	広瀬雅彦	2番	松村竜幸	3番	山本盛
4番	伊藤光一	5番	小野木淳	6番	石塚健一
7番	福田和己	8番	大坂有	9番	山村幹次
10番	高木政志	11番	木南和徳	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行  
農地係長 小川裕之  
主事 河上彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 土地現況証明願について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について
- 日程第 6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第4号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について
- 日程第 8 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 10 議案第7号 農地所有適格法人要件の確認について

#### 4 議事内容 午後2時00分開会

○坂下事務局長 総会の議事につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

##### ●開会の宣告

○小川議長 ただ今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第2回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

##### ●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

##### ●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号3番山本委員、4番伊藤委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

##### ●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

##### ●日程第4 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、議案第1号「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号、土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。令和2年8月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

申請があったのは、下記の1件でございます。土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、茨城県常陸大宮市に住所を有する方。願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、8月20日に伊藤委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は雑種地でありました。議案書3ページに願出地の位置図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当の伊藤委員より現地調査結果並びに補足説明を

お願いいたします。

○伊藤委員 本申請地につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、8月20日に現地を確認したところ、雑草等が生い茂り、永年にわたって耕作されていない状況であり、現況地目は雑種地でありました。以上、報告といたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は願出のとおり証明することに決定をいたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 日程第5、議案第2号「農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書4ページをご覧ください。議案第2号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。令和2年8月26日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の2件であります。

議案書5ページをご覧ください。賃貸人は、桜町に住所を有する農地利用集積円滑化団体浦幌町。賃借人は、幸町に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき平成30年5月1日に賃貸借されましたが、令和2年8月3日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書6ページをご覧ください。賃貸人は、桜町に住所を有する農地利用集積円滑化団体浦幌町。賃借人は、幸町に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき平成26年2月1日に賃貸借されましたが、令和2年8月3日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定をいたしました。

●日程第6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 日程第6、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書8ページをご覧ください。議案第3号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和2年8月26日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件2件でございます。

番号13番、譲渡人は、合流に住所を有する方。譲受人は、富川に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は1,892平方メートルです。契約の種類は売買。価格及び経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、昨年売却した土地の残りを売り渡す。譲受人は、経営規模の拡大のためであります。

番号14番、譲渡人は、統太に住所を有する方。譲受人は、幸町に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑、面積は10筆合わせまして208,612平方メートルです。契約の種類は売買。価格及び経営の内容は記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、高齢のため土地を売り渡す。譲受人は、経営規模の拡大のためであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。

議案書9ページから11ページに3条番号13から14の位置図を添付しておりますのでご覧ください、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して番号13番について、地区担当の木南委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 番号13番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営規模の拡大のため農地を売買する内容であり、8月5日現地を確認したところ農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。続いて、番号14番について、地区担当の小野木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○小野木委員 番号14番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営規模の拡大のため農地を売買する内容であり、8月11日現地を確認したところ農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありますか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定をいたしました。

●日程第7 議案第4号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

○小川議長 日程第7、議案第4号「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出につ

いて」を議題とします。本案件につきましては、農用地区域内から除外する案件2件と、農用地区域内での用途区分を変更する案件4件であります。農用地区域内から除外する案件と用途区分を変更する案件に分けて審議いたします。はじめに、農用地区域内から除外する案件、番号1番、2番について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書12ページをご覧ください。議案第4号。農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について。このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。令和2年8月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

本案件は、農家後継者住宅の新築に伴う農業振興地域からの除外2件と農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する用途変更4件の内容です。

番号1番、農家後継者住宅の新築に伴う農用地区域からの除外です。農用地区域から除外する土地の地番及び面積、地目、所有者、使用者については、議案に記載のとおりです。計画変更の目的は、既存の住宅の老朽化が激しくなってきたことから、既存の住宅及び施設に隣接した本地に農家後継者住宅を新築するものであります。申出地につきましては、既存住宅及び施設に隣接し、道々にも面していることから付近の土地・作物に被害を与えない最適地であり、概ね42haの集団性を有する農用地を含む農用地区域から927㎡を除外するもので、農用地の集団化については問題ありません。また、除外によって集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在することはないため、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められます。更に、申出地は周囲の土地改良施設用地と重複しておらず、施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。なお、当該施設の設置に係る農地法の許可については、農地法第4条第6項ただし書きの規定に該当し、許可されるものと見込まれています。また、申出地は現に施工されている国の直轄及び補助による土地改良事業、農用地開発事業などの受益地にもなっていません。以上により、本件は農振法施行規則第4条の5第1項第28号に定める要件の全てを満たすことから、公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用地として農用地区域から除外されるものと認められます。よって、農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当である。としております。地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用に該当するものであります。

議案書13ページをご覧ください。番号2番、農家後継者住宅の新築に伴う農用地区域からの除外です。農用地区域から除外する土地の地番及び面積、地目、所有者、使用者については、議案に記載のとおりです。計画変更の目的は、既存の住宅の老朽化及び子供の成長に伴い手狭となってきたことから、既存の住宅に隣接した本地に農家後継者住宅を新築するものであります。申出地につきましては、既存住宅及び施設に隣接し、付近の土地・作物に被害を与えない最適地であり、概ね58.88haの集団性を有する農用地を含む農用地区域から593㎡を除外するもので、農用地の集団化については問題ありません。また、除外によって集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在することはないため、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められます。更に、申出地は周囲の土地改良施設用地と重複しておらず、施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。なお、当該施設の設置に係る農地法の許可については、農地法第4条第6項ただし書きの規定に該当し、許可されるものと見込まれています。また、申出地は工事完成した年度の翌年度から起算して8年を経

過していない道営畑地域総合整備事業の受益地ですが、現に施工されている国の直轄及び補助による土地改良事業、農用地開発事業などの受益地ではないため、問題ありません。以上により、本件は農振法施行規則第4条の5第1項第28号に定める要件の全てを満たすことから、公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用地として農用地区域から除外されるものと認められます。よって、農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当であるとしております。地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用に該当するものであります。なお、本案件に関する位置図、計画変更部分図、配置図等の資料について、番号1番のものを、議案書20ページから26ページ、2番のものを29ページから35ページに添付しておりますので、ご覧いただきご審議の程よろしく申し上げます。

なお、番号1番及び2番につきましては農用地区域からの除外であるため、計画変更にあたって十勝総合振興局との事前協議、25日間の計画変更案の縦覧告示、15日間の異議申し立て受付期間、十勝総合振興局への計画変更に関する同意確認等の手続が必要となることから、農業振興地域整備計画の変更が決定されるのは令和2年10月中旬頃となる予定です。この変更決定の後、申請者から農地法第4条の転用許可申請が提出されますので、令和2年11月の農業委員会総会に農地法第4条の転用許可についておはかりする予定となります。また、本件に関して意見照会とともに農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用許可権者との事前協議が求められております。こちらにつきましても、先程説明しましたとおり、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当であるとの判断をいただきましたら、許可相当と認める意見・協議書を提出することになります。以上でございます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号の番号1番と2番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号の番号1番2番は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、農用地区域内での用途区分を変更する案件、番号3番から6番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書14ページをご覧ください。番号3番、農用地区域内の農地の用途区分を農業用施設用地に変更するものであります。用途区分を変更する土地の地番及び面積、地目、所有者、使用者については、議案に記載のとおりです。計画変更の目的につきましては、既存畜舎の老朽化及び飼育頭数の増加により、畜舎及び作業機を収納する倉庫を新設するためであります。申出地につきましては、概ね4.2haの集団性を有する農用地を含む農用地区域から10,467㎡を用途変更するもので、農用地の集団化については問題ありません。また、用途変更によって集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在することはないため、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められます。なお、申出地は周囲の土地改良施設用地と重複しておらず、施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。以上により、本件は農振法施行規則第4条の2第1項第2号の基準を満たすことから、

申出地を農業用施設用地に指定できるものと認められます。よって、農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当である。としております。農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地を利用計画に指定された用途に供する場合に該当するものであります。

番号4番、農用地区域内の農地の用途区分を農業用施設用地に変更するものであります。用途区分を変更する土地の地番及び面積、地目、所有者、使用者については、議案に記載のとおりです。計画変更の目的につきましては、経営規模の拡大により農業用産業機械が増えたことから、保管用の格納庫を新設するためであります。申出地につきましては、概ね93.08haの集団性を有する農用地を含む農用地区域から445㎡を用途変更するもので、農用地の集団化については問題ありません。また、用途変更によって集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在することはないため、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められます。なお、申出地は周囲の土地改良施設用地と重複しておらず、施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。以上によって、本件は農振法施行規則第4条の2第1項第2号の基準を満たすことから、申出地を農業用施設用地に指定できるものと認められます。よって、農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第5条第2項ただし書きに該当するので適当である。としております。農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地を利用計画に指定された用途に供する場合に該当するものであります。

議案書15ページをご覧ください。番号5番、農用地区域内の農地の用途区分を農業用施設用地に変更するものであります。用途区分を変更する土地の地番及び面積、地目、所有者、使用者については、議案に記載のとおりです。計画変更の目的につきましては、家畜排泄物管理計画概要に基づいた施設必要容量を満たすためのラグーンを新設するためであります。申出地につきましては、概ね50.2haの集団性を有する農用地を含む農用地区域から7,191㎡を用途変更するもので、農用地の集団化については問題ありません。また、用途変更によって集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在することはないため、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められます。なお、申出地は周囲の土地改良施設用地と重複しておらず、施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。

以上により、本件は農振法施行規則第4条の2第1項第2号の基準を満たすことから、申出地を農業用施設用地に指定できるものと認められます。よって、農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当である。としております。農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地を利用計画に指定された用途に供する場合に該当するものであります。

番号6番、農用地区域内の農地の用途区分を農業用施設用地に変更するものであります。用途区分を変更する土地の地番及び面積、地目、所有者、使用者については、議案に記載のとおりです。計画変更の目的につきましては、家畜排泄物管理計画概要に基づいた施設必要容量を満たすためのラグーンを新設するためであります。申出地につきましては、概ね50.2haの集団性を有する農用地を含む農用地区域から9,934㎡を用途変更するもので、農用地の集団化については問題ありません。また、用途変更によって集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在することはないため、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすお



それはないと認められます。なお、申出地は周囲の土地改良施設用地と重複しておらず、施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。以上により、本件は農振法施行規則第4条の2第1項第2号の基準を満たすことから、申出地を農業用施設用地に指定できるものと認められます。よって、農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第5条第2項ただし書きに該当するので適当である。としております。農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地を利用計画に指定された用途に供する場合に該当するものであります。

なお、番号3番については、変更に係る面積が10,000㎡を超えるため、計画変更にあたって十勝総合振興局との事前協議、25日間の計画変更案の縦覧告示、15日間の異議申し立て受付、十勝総合振興局への計画変更に関する同意確認等の手続が必要となることから、農業振興地域整備計画の変更が決定されるのは令和2年10月中旬頃となる予定です。この変更決定の後、申請者から農地法第4条の転用許可申請が提出されますので、令和2年11月の農業委員会総会に農地法第4条の転用許可についておはかりする予定となります。また、番号4番から6番については、変更に係る面積が10,000㎡を超えない軽微な変更であるため、異議がなければ、ただ今説明した農地転用に関する許可基準から見た意見を付して、浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない旨浦幌町長に意見書を提出し、農業委員会から意見書が提出された後、速やかに変更後の計画が告示され、変更が決定されます。

なお、こちらの3件につきましては、既に農地法第4条及び第5条の転用許可申請がなされており、この後の議案第5号及び第6号にて審議をいただく予定となっております。

最後に、本案件に関する位置図、計画変更部分図、配置図等の資料について、番号3番のものを議案書38ページから48ページ、4番のものを51ページから55ページ、5番のものを58ページから63ページ、6番のものを66ページから71ページに添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号の番号3番から6番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号の番号3番から6番は、原案のとおり決定をいたしました。

#### ●日程第8 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第8、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書72ページをご覧ください。議案第5号。農地法第4条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和2年8月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

番号3番、申請人は、統太に住所を有する法人です。申請地の内容につきましては、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、農業用施設としてラグーンの建設、資材置場及び

作業用通路となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地転用の不許可の例外でございます。農地法第4条第6項のただし書きで、農用地区域内にある農地を農用地利用計画に指定された用途に供するため、農地以外のものにしようとするときあり、農地転用の許可基準から見てもやむを得ないと判断するものでございます。

議案書73ページから77ページに資料として、位置図、配置図、地積測量図、平面図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。なお、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地からの農業用施設用地への用途変更につきましては、先ほどの用途変更に関する計画の変更において承認された旨の意見書を提出し、すみやかに決定公告がなされたあと、許可書の交付につきましては、本農業委員会総会で許可相当と判断されたのち、9月25日開催の北海道農業会議常設審議委員会に意見を聴取し、回答を得てからの許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第9 議案第6号 農地法第5の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第9、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書78ページをご覧ください。議案第6号。農地法第5条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和2年8月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

番号1番。申請人は、貸主であります常豊に住所を有する方。借主は子である常豊に住所を有する方です。申請地は、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、農業用施設として格納庫の建設及び作業場等となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。

番号2番。申請人は、貸主であります新町に住所を有する法人、借主は統太に住所を有する法人です。申請地は、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、農業用施設としてラグーンの建設、作業場及び作業用通路等となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地転用のための権利移動の不許可の例外でございます。農地法第5条第2項のただし書きで、農用地区域内にある農地を農用地利用計画に指定された用途に供するため、権利を取得しようとするときあり、農地転用の許可基準から見てもやむを得ないと判断するものでございます。

議案書79ページから87ページに番号1番及び2番の位置図、配置図、地積測量図、立平面図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地からの農業用施設用地への用途変更につきましては、先ほどの用途変更に関する計画の変更において承認された旨の意見書を提出し、

すみやかに決定公告がなされたあと、許可書の交付につきましては、番号1番は本案件の面積が30a以下であるため本農業委員会総会で許可相当と判断されたのち、許可書の交付となり、番号2番は本案件の面積が30aを超えるため本農業委員会総会で許可相当と判断されたのち、9月25日開催の北海道農業会議常設審議委員会に意見を聴取し、回答を得てからの許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号は、原案のとおり決定をいたしました。

●日程第10 議案第7号 農地所有適格法人要件の確認について

○小川議長 次に日程第10、議案第7号、「農地所有適格法人要件の確認について」を議題といたします。初めに番号1番から9番について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書88ページをご覧ください。議案第7号。農地所有適格法人要件の確認について。農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定により提出のあった農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の確認要件について審議されたい。令和2年8月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項で、毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3ヵ月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

ただ今審議いただきます農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号1番から9番の9件で、法人名、代表者、所在地、事業年度については議案に記載のとおりです。

確認要件につきましては、議案書89ページに説明資料がございますので、この資料に沿って説明させていただきます。

農地所有適格法人の確認要件には、会社法又は農業協同組合法に基づく法人でなければならないという法人形態要件。主たる事業が農業であるという事業要件。株式会社の場合は議決権の合計(株式)の過半を、持分会社の場合は社員の過半を、次に掲げる者が占めていなければならないという構成員要件。法人の常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めており、役員又は重要な使用人のうち1人以上がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事していなければならないという役員要件。以上の4要件があります。この4要件につき、別添の第2回農業委員会総会議案説明資料1ページから18ページに掲載しております農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、番号1番から9番の法人につきましては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件の4要件のいずれも満たしておりますので適と判断するものです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

○山村委員 確認したいのですが、番号5番で前年と前年前の年と売上高の金額が少しづつ違うのですがそれは問題ないのですか。

○河上主事 ただ今ご指摘のありました資料9ページの売上高ですが、見込みで提出していた後に実績として次の年に報告して頂いているので、数値等ずれることがあります。今回は、そうしたことから数値がずれておりますのでご承知おき願います。

○山村委員 了承

○小川議長 その他、質疑等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第7号番号1番から9番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号番号1番から9番は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、番号10番について審議をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、議席番号1番広瀬委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席をしていただきます。ここで、暫時休憩いたします。

(広瀬委員 退席)

それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書88ページをご覧ください。ただいま審議いただきます農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号10番の1件で、法人名、代表者、所在地、事業年度については議案に記載のとおりです。確認要件につきましては、別添の第2回農業委員会総会議案説明資料19ページから20ページに掲載しております農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件の4要件のいずれも満たしておりますので適と判断するものです。以上、ご審議のほどよろしく願います。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第7号の番号10番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号の番号10番は、原案のとおり決定をいたしました。ここで、議席番号1番広瀬委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(広瀬委員 着席)

それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○坂下事務局長 議案第7号番号10番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。以上でございます。

○小川議長 以上で、本日付議された議案は全て終了いたしました。

この際、そのほかの案件について委員からご発議があれば、挙手をお願いいたします。  
ございませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長　それで以上をもちまして第2回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様  
でした。

午後2時59分閉会